

監 査 報 告 書

平成 2 9 年 6 月 7 日

国立大学法人鳥取大学
学 長 豊 島 良 太 殿

国立大学法人鳥取大学

監 事

田 中 一 実

監 事

足 立 珠 希

国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法施行規則第 1 条の 2 第 5 項並びに国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人鳥取大学の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 13 期事業年度の業務について監査を実施しました。その結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、鳥取大学監事監査規則に基づいて作成した当期の監査計画に従い、役員会、経営協議会、教育研究評議会その他重要な会議に出席するほか、各業務の担当理事及び担当部門責任者等との面談並びに重要な書類の閲覧等により、業務の実態を把握するとともに、必要に応じて内部監査課と連携し、本部、学部、附属病院、附属学校部及びその他の主要な教育研究施設において業務及び財産の状況等を調査いたしました。

また、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類(案)、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書)、決算報告書及び事業報告書について検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認めます。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を適正に表示しているものと認めます。
- (5) 事業報告書は、当法人の業務運営状況を適正に示しているものと認めます。
- (6) 業務運営は、法令等に従って適正に実施されており、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (7) 内部統制システムの整備及び運用の状況については、鳥取大学内部統制規則が制定され、整備、運用が進められているものと認められます。
- (8) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。

以 上